

令和 8 年度ふぐ処理者認定試験実施要領

1 試験の期日及び場所

- (1) 試験期日 令和 8 年 9 月 6 日 (日) 午前 9 時から
- (2) 試験場所 青森山田中学高等学校 (青森市青葉 3 丁目 13-40)

2 試験科目及び試験時間

(1) 学科試験

- ① 水産食品の衛生に関する知識
- ② ふぐに関する一般知識
 - ア 関係法規
 - イ ふぐの種類と鑑別
 - ウ ふぐの処理と鑑別
 - エ ふぐの一般知識

ただし、以下の者は、試験申込時に届出をすれば、①に關しての受験を免除できる。

ア 食品衛生責任者

イ 食品衛生法に基づく資格 (食品衛生監視員、食品衛生管理者) を取得するための要件を満たす者

ウ その他衛生関係法規に基づく資格を有する者 (管理栄養士、栄養士、調理師)

学科試験の試験時間は 90 分とする。ただし、①の受験を免除された者は 75 分とする。

学科試験の出題形式は、択一方式とする。

(2) 実技試験

① ふぐの種類と鑑別

5 種類の実物のふぐを見て、回答用紙に書かれてある 6 種類のふぐの種別名から該当する記号を記入させる (規定時間 3 分)。

② ふぐの処理と鑑別

用意された丸ふぐ 1 尾を処理し、可食部位、不可食部位に区別し、各部位に識別札をつける。また、可食部位の除毒処理の仕上げをする (規定時間 30 分)。

3 受験願書受付期間

令和 8 年 6 月 1 日 (月) から令和 8 年 7 月 8 日 (水) までとする。

郵送による場合は、書留又は簡易書留とし、6 の受験料の納付及び書類の完備がされているものに限り、令和 8 年 7 月 8 日 (水) までの消印のあるものを有効とする。

直接持参する場合は、前述した期間の午前 9 時から午後 5 時までとする (ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

4 受験願書提出先

- (1) 青森県健康医療福祉部保健衛生課 〒030-8570 青森市長島 1-1-1
- (2) 青森市保健所生活衛生課食品衛生チーム 〒030-0962 青森市佃 2-19-13
- (3) 八戸市保健所衛生課食品衛生グループ 〒031-0011 八戸市田向 3-6-1

※ 受験手数料は 6 のとおり別に納付すること。

5 提出書類

- (1) 受験願書
- (2) 写真（縦 4.0 c m×横 3.0cm 程度、出願前 6 箇月以内に上半身脱帽で正面から撮影したもの）
- (3) 受験手数料 6 の規定による。

6 受験手数料

25,000 円（一般社団法人青森県調理師会が行う実技試験の受験料として）

下記の口座へ振り込みをする。

【振込口座】※必ず受験者氏名が分かるように振込手続きを行うこと。

青森みちのく銀行 新町支店 普通 1 1 9 5 3 8 4

【口座名義】

一般社団法人青森県調理師会 会長 浪内 通

4 の受験願書提出先では受験手数料の納付はできない。また、受験手数料の納付を 3 の受付期間内に行われていない場合は、受験願書の受理はできないものとする。

一度納付した受験手数料は、返還できないことに留意すること。

7 合格発表

令和 8 年 10 月 8 日（木）

合格者の受験番号を、発表日当日の午前 9 時に次の場所へ掲載する。このほか、合格者には合格証書を送付する。なお、電話による合否の問い合わせについては応じないものとする。

- (1) 青森県健康医療福祉部保健衛生課
- (2) 青森市保健所生活衛生課
- (3) 八戸市保健所衛生課
- (4) 青森県庁ホームページ (<https://www.pref.aomori.lg.jp>)

8 得点等の閲覧

個人情報の保護に関する法律の規定により、受験者本人は次のとおり、口頭で自己の得点の開示請求をすることができる。ただし、電話での口頭による開示請求は行うことができない。

- (1) 開示期間 令和 8 年 10 月 8 日（木）から令和 8 年 11 月 6 日（金）まで
 （ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで

(3)受付場所及び閲覧場所 4 の受験願書提出先と同じ

(4)閲覧の方法 受験票及び受験者本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等本人の顔写真が添付されたもの。）を持参

9 その他

(1) 受験願書用紙は、各県型保健所、青森市保健所、八戸市保健所、青森県健康医療福祉部保健衛生課食品衛生グループ及び一般社団法人青森県調理師会で交付する。

郵送を希望する場合は、封筒の表に「ふぐ処理者認定試験受験願書請求」と朱書きし、返信用郵便切手 140 円分を貼った宛先明記の返信用封筒（角形 2 号）を同封の上、下記へ請求すること。

青森県庁ホームページからダウンロードしたものを使用しても差し支えない。

(2) 受験票は、令和 8 年 8 月中旬に発送する。なお、令和 8 年 8 月 31 日（月）までに届かない場合は、受験願書の提出先へ問い合わせること。

(3) 問い合わせ先

青森県健康医療福祉部保健衛生課食品衛生グループ 電話 017-734-9214

青森市保健所生活衛生課食品衛生チーム 電話 017-765-5293

八戸市保健所衛生課食品衛生グループ 電話 0178-38-0720

写真ちょう付

出願前6月以内に
上半身脱帽で正面
を撮影した縦4.0 cm
×横3.0 cm程度のもの

※
受験番号

第 号

※
願書受付日

※受験手数料
納付確認日

ふぐ処理者認定試験受験願書

年 月 日

青森県知事
青森市長
八戸市長

殿

(日本国籍を有しない者にあつては、その国籍)
本 籍

住 所

電 話

ふりがな
氏 名

生年月日 年 月 日生

ふぐ処理者認定試験を受けたいので出願します。

添付書類 学科試験のうち「水産食品の衛生に関する知識」の受験を免除されたい者は、免除規定に該当するものである旨を証明する書類を添付すること。

ア 食品衛生責任者

イ 食品衛生法に基づく資格（食品衛生監視員、食品衛生管理者）を取得するための要件を満たす者

ウ その他衛生関係法規に基づく資格を有する者（管理栄養士、栄養士、調理師）